



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第 789 号 (一部抜粋)



令和元年 7 月 24 日



5. ◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ 遺伝子組換え食品の任意表示制度が変わります ◆



平成 31 年 (2019 年) 4 月 25 日に食品表示基準 (平成 27 年内閣府令第 10 号) の一部が改正され、遺伝子組換え食品に関する任意表示制度が変わります。新しい制度は、令和 5 年 (2023 年) 4 月 1 日から施行されます。

現行の任意表示制度では、分別生産流通管理 (※1) をして、意図せざる混入 (※2) を 5% 以下に抑えた非遺伝子組換え農産物を使用することを条件に、「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等と表示できました。

新しい任意表示制度では、分別生産流通管理をして、意図せざる混入を 5% 以下に抑えている食品については、例えば「原材料に使用しているトウモロコシは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」、「大豆 (分別生産流通管理済み)」等と表示することができます。

さらに、分別生産流通管理を適切に行って、遺伝子組換え農産物の混入がないと確認 (※3) した場合に限って、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等と表示することができます。

なお、この場合でも、行政の行う科学的検証や社会的検証の結果、原材料に遺伝子組換え農産物が含まれていることが確認された場合には、不適正な表示となります。

※1 遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、そのことが書類などにより証明されていること。

※2 分別生産流通管理が適切に行われた場合でも、遺伝子組換え農産物の一定の混入は避けられないことから、分別生産流通管理を適切に行われていれば意図せざる混入 (5% 以下) を認めています。

※3 確認方法は、第三者分析機関等による分析 (公定検査法は、消費者庁において現在開発中) のほか、生産、流通過程で遺伝子組換え農産物が混ざ

らないことが確認できることを証明する書類等を備えておくことが考えられます。

消費者庁ウェブページ：知っていますか？遺伝子組換え表示制度 [PDF:2.54MB]

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/quality/genetically\\_modified/pdf/genetically\\_modified\\_190425\\_0003.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/pdf/genetically_modified_190425_0003.pdf)

---

---